

地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則

事業メニュー	対象自治体		活用期間 (原則)※ ₁
	都道府県	市町村	
1. 消費生活相談機能整備・強化事業			
① 消費生活センター等の整備	△ (市町村支援の 場合のみ適用※ ₂)	○	3 年
② 消費生活相談対応力強化のための専門家（弁護士等）の活用		○ (センター設置 市町村に限る)	
③ 製品関連事故等の原因究明等のための機能強化		○	
④ 地方苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化		○ (苦情処理委員会 設置の場合)	
2. 消費生活相談員養成事業	○		7 年
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業	○		
4. 消費生活相談体制整備事業	△ (既存体制分・ 市町村支援※ ₂)		
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	○	○ (窓口設置市町村 に限る)	設定なし
7. 消費者安全法第46条第2項に基づく法定受託事務		○ (センター設置 市町村に限る)	

※₁ 起点は、当該事業を開始した年度

※₂ 市町村支援は、事業メニュー「5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業」に該当

※₃ 本準則は、東日本大震災復興特別会計には適用しない

期間の特例等

首長による表明等や雇止めを行う自治体につき、期間を延長又は短縮。

<通常の自治体は原則7年>

原則：7年

特例：9年

+2年

首長による表明等を行う自治体

特例：5年

-2年

雇止めを行う自治体

<小規模市町村は原則9年>

原則：9年

特例：11年

+2年

首長による表明等を行う自治体

特例：7年

-2年

雇止めを行う自治体